

日本循環器学会認定循環器専門医制度規則

1997年	1月24日改定	1998年	1月23日改定
1998年	3月25日改定	2003年	6月27日改定
2004年	1月23日改定	2005年	3月20日改定
2006年	3月24日改定	2007年	3月16日改定
2012年	3月15日改定	2012年10月19日改定	
2014年	1月17日改定	2014年	3月20日改定

第1章 総 則

(目的・名称)

第1条 この制度は、循環器学の進歩発展に即して一般社団法人日本循環器学会が循環器病を専攻する優れた医師を専門医として認定し、循環器病医療の向上を図り、以て国民の福祉に貢献することを目的とする。

2. 前項において認定する専門医は、日本循環器学会認定循環器専門医（以下、循環器専門医）という。

3. 循環器専門医は、心臓・血管系に関する豊富な知識と技能を有し、心筋梗塞、狭心症、高血圧、動脈硬化、弁膜症、心不全、不整脈、などの循環器疾患の適切な診断・治療及び予防ができる能力を有する。

4. 循環器専門医の英文名は、Board Certified Member of The Japanese Circulation Society とする。

(運営機関)

第2条 この制度の維持と運営に当たるため、専門医制度委員会（以下、委員会）を置く。委員会の委員長、委員及び幹事は、理事会において選任する。

2. 委員会の英文名は、Certification Committee とする。

3. この委員会に次の小委員会を置く。

- (1) 認定試験委員会
- (2) 専門医実務委員会
- (3) 専門医編集委員会
- (4) 新専門医制度検討・構築委員会

認定試験委員会は、循環器専門医資格の審査を行う。専門医実務委員会は、循環器専門医認定試験に関する実務と更新の審査及び研修・研修関連施設の指定・更新審査を行う。専門医編集委員会は、『循環器専門医』を編集し、発行する。新専門医制度検討・構築委員会は、専門医評価・認定機構からの「専門医制度整備指針」、「専門医制度研修プログラム整備指針」に基づき、本会の専門医制度の見直しを行う。上記小委員会の委員長及び委員の選出は、委員会が推薦し、代表理事が委嘱する。

第2章 循環器専門医

(資格試験)

第3条 循環器専門医資格認定試験は、毎年1回、筆記試験により行う。

2. 試験の施行日、申請方法等は、年ごとに本学会告及びホ

ームページに公示する。

(受験資格)

第4条 循環器専門医資格認定試験を受験するものは、次の各項の条件をすべて満たすものであることを要する。

- (1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること
- (2) 内科系は認定内科医または総合内科専門医、外科系は外科学会認定登録医または外科専門医、小児科系は小児科専門医であること
- (3) 本学会正会員であり、かつ通算して6年以上の正会員歴を有すること
- (4) 医師免許取得後、専門医試験日前日をもって満6年以上の臨床研修歴を有すること。6年のうち3年以上は本学会指定の研修施設で研修していること
2004年度（平成16年度）以降に医師免許を取得したものは、内科系は認定内科医、外科系は外科専門医、小児科系は小児科専門医資格取得後、専門医試験日前日をもって満3年以上本学会指定の研修施設で研修していること。但し研修関連施設においては第3章（第11条の3）に従うものとする。
- (5) 「AHA ACLS プロバイダーコース」「AHA ACLS-EP コース」「AHA ACLS インストラクターコース」「AHA ACLS-EP インストラクターコース」のいずれかを受講し、受験年度の4月1日現在有効な認定を受けていること。また小児科系に限り「AHA PALS プロバイダーコース」「AHA PALS インストラクターコース」も同等資格として認める。

(6) 喫煙が心血管病の危険因子であることを認識し自ら禁煙し且つ禁煙の啓発に努めること

(申請書類)

第5条 循環器専門医資格試験の受験を申請するものは、要項に定める書類を提出する。

2. 審査料は20,000円とする。

(認 定)

第6条 代表理事は、別に定める循環器専門医資格試験に合格したものに対して、理事会の承認を経て専門医認定証を交付する。但し、合否通知は合否決定後、速やかに行う。

2. 認定を受けた専門医については、専門医名簿にて公示する。

3. 認定料は、30,000円とする。

(認定更新)

第7条 循環器専門医は、認定を受けた年から5年を経たとき、認定更新の認定を受けなければ、引き続き循環器専門医を称することができない。

2. 認定更新は、本学会会告およびホームページに申請に関する事項を公示し、審査する。

(更新資格)

第8条 循環器専門医資格を更新するものは、次の各項の条件をすべて満たすことを要する。

(1) 必修研修単位を含む、所定の研修単位を取得すること

(2) 本会が指定する基本領域学会が定める基本領域資格を有すること

(3) 当該年度の会費を完納していること

3. 認定更新料は30,000円とする。

(資格喪失)

第9条 循環器専門医は、次の事由によりその資格を喪失する。

(1) 専門医としての資格を辞退したとき

(2) 会員としての資格を喪失したとき

(3) 認定更新を受けないとき

(資格停止・取消)

第10条 代表理事は、循環器専門医としてふさわしくない行為のあったものに対して、委員会、理事会の議を経て、循環器専門医の認定を期限付きで停止または取り消すことができる。

第3章 研修施設・研修関連施設

(研修施設・研修関連施設の指定)

第11条 循環器専門医の臨床研修のため、一定の診療施設を日本循環器学会認定循環器専門医研修施設及び日本循環器学会認定循環器専門医研修関連施設として指定し、研修の指導を依頼する。

2. 研修施設または研修関連施設として適当と認めた診療施設に対しては、代表理事は、理事会の承認を経て、本学会指定研修施設証または研修関連施設証を交付し、施設名簿にて公示する。

3. 研修関連施設での研修は、指定研修期間の1/2として計算する。

(審査)

第12条 研修施設及び研修関連施設の指定審査は、毎年1回、書類によって行う。

2. 指定・指定更新は本学会会告及びホームページに申請に関する事項を公示し、審査する。

3. 指定は2年ごとに更新する。

(申請資格)

第13条 研修施設または研修関連施設の指定を申請する診療施設は、次の各項の条件をすべて満たすことを要する。

a. 研修施設の申請資格

- (1) 循環器系病床として常時30床以上有すること
- (2) 循環器専門医2名以上が常勤し、指導体制が充分であること
- (3) 研修カリキュラムに基づく研修が可能な指導体制・設備が整っていること

b. 研修関連施設の申請資格

- (1) 日本循環器学会が指定した研修施設（指定研修施設）と連係をもつこと
- (2) 循環器系病床として、常時15床以上を有すること
- (3) 循環器専門医が1名以上常勤すること
- (4) 指定研修施設と相談の上、研修カリキュラムの一部を受けもつこと。また、自施設でも基本的な研修が可能な設備が整っていること

2. 研修施設または研修関連施設の指定を受けようとする診療施設の長は、所定の申請書類を委員会に提出する。（資格喪失）

第14条 研修施設及び研修関連施設は、次の事由によりその資格を喪失する。

(1) 研修施設または研修関連施設としての指定を辞退したとき

(2) 研修施設または研修関連施設としての指定更新を受けないとき

(3) 第12条の規定に該当しなくなったとき
(指定取消)

第15条 代表理事は、委員会において研修施設または研修関連施設として不適当と認められたものに対して、理事会の承認を経て研修施設または研修関連施設の指定を取り消すことができる。

第4章 補 則

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

2. この規則の実施に関して、委員会及び理事会において決定された事項は、会告及びホームページに公示し、会員に通知する。

(細則)

第17条 この規則の施行についての細則は、別に定める。

(経過措置)

第18条 経過措置に関する施行細則は、別に定める。

(施行)

第19条 この規則は、1989年4月1日から施行する。

1. 第4条に規定する資格試験は、1990年から実施する

2. 第3章研修関連施設に関する規定は、1991年から実施する。